

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年11月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800060 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800022 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 29 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 5 月頃に、国民年金の加入手続を A 市役所で行い、その際に、昭和 54 年度分と昭和 55 年度分の保険料の納付書を貰ったと思う。当時は納付することができなかったものの、その後、婚姻するにあたって、保険料を払わないままではいけないと思い、婚姻する直前の昭和 57 年 3 月に、請求期間の保険料を、以前に貰った納付書を用いて、金融機関で納付した。また、年金手帳については、加入手続を行った翌年の昭和 57 年 4 月に、婚姻や住所変更に伴う国民年金の手続を行った際に受け取った。

請求期間の保険料については、納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 24 か月と比較的短期間である上、請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はなく、請求者から提出された国民年金保険料納入通知書兼領収書によると、請求期間直後の昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの保険料は、現年度保険料として、昭和 57 年 4 月 20 日に一括して、遡って納付されている。

また、請求者の年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の手帳記号番号付近の被保険者の納付状況等によると、昭和 57 年 4 月頃に A 市において請求者の婚姻後の姓で払い出され、その際に、昭和 54 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この事務処理時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、昭和 55 年 1 月から昭和 56 年 3 月までの保険料を過年度保険料として、遡って納付することができたこととなる。

しかしながら、請求者は、昭和 56 年 5 月頃に A 市役所で加入手続を行った旨陳述しているため、請求者の旧姓を踏まえ検索を実行したものの、ほかに請求者に係る年金記録は索出できず、国が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者台帳、A 市が管理していた請求者の年金記録に係る国民年金全件リスト及び国民年金被保険者記録票、並びに請求者の年金手帳を見ても、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、上述の昭和 57 年 4 月頃に初めて行われたものとみられ、請求者の主張する昭和 56 年 5 月頃に加入手続が行われたとする事情はうかがえない。

また、請求者は、年金手帳について、自身が加入手続を行ったとする昭和 56 年 5 月頃ではなく、婚姻（昭和 57 年 3 月）後の昭和 57 年 4 月に受領した旨陳述しているところ、年金手帳の氏名の欄には、請求者の婚姻後の氏名が記載されており、住所の欄には、昭和 57 年 4 月 2 日に変更したとする住所が記載されている。さらに、加入手続が行われてから、1 年近く後に年金手帳が発行される事務処理が行われることは、通常、考え難く、請求者の加入手続が上述の昭和 57 年 4 月頃に行われたため、請求者の陳述する婚姻後の昭和 57 年 4 月に年金手帳が発行される事務処理が行われたものとする方が自然である。

請求者は、昭和 57 年 3 月の婚姻する直前に、請求期間の保険料を金融機関で納付した旨陳述しているものの、この請求者が納付したと主張する時期は、上述のとおり昭和 57 年 4 月頃に加入手続が行われたとした場合、加入手続時期よりも前であることから、請求者は、当時、国民年金に未加入であり、納付書を取得することはできず、請求者が当該時期に保険料を納付したと推認する事情は見いだせない。

加えて、上述のとおり、昭和 57 年 4 月頃を基準とすると、請求期間のうち昭和 55 年 1 月から昭和 56 年 3 月までの保険料については、過年度保険料として、遡って納付することができたこととなるが、請求者の主張は、昭和 56 年 5 月頃に加入手続を行った上、請求期間の保険料に係る納付書を取得し、昭和 57 年 3 月の婚姻の直前に請求期間の保険料を納付したとするものであるほか、国民年金被保険者台帳、国民年金全件リスト及び国民年金被保険者記録票においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらないことから、請求者が当該期間の保険料を納付したとまでは推認できない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800071 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800023 号

第 1 結論

平成 20 年 4 月から平成 22 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 58 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 20 年 4 月から平成 22 年 7 月まで

私は、仕事をするために平成 20 年 4 月に日本に来たが、その際に会社から自分で国民年金に加入するよう言われたため、市役所で加入手続を行った。保険料については、会社から必ず加入する制度であると言われたため、自分で納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の年金記録について、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 22 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを契機に新規で付番されており、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成 22 年 8 月に付番された基礎年金番号以外に別の番号が付番された形跡は見当たらず、請求期間の始期に当たる平成 20 年 4 月から現在に至るまで、基礎年金番号に基づき一元的に記録管理がなされている状況である。

国民年金の加入手続については、原則、住所地のある市町村で行うものとされており、外国人に係る国民年金に関する事務取扱は、外国人登録原票（当時）に基づいて行うものとされていたところ、請求者に係る外国人登録原票によると、請求者は、平成 20 年 4 月の入国により外国人登録の申請をしており、その際に住所地を A 市とする手続を行っているため、同市で国民年金の加入手続を行うことが可能であったこととなる。

また、A 市の回答書によると、請求者は、平成 20 年 4 月に国民健康保険に関する届出を行い、同市の国民健康保険に加入していたことが確認できるため、請求者が主張する時期に同市役所で各種の諸手続が行われていたことがうかがわ

れる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続について、平成20年4月に行ったとしているものの、オンライン記録によると、請求期間については、平成22年9月13日付けで国民年金被保険者資格取得届書が提出されたことを契機に、遡って平成20年4月3日までの期間の国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が平成22年9月21日付けで行われていることが確認できるため、請求者が記憶する加入手続時期とは相違している。

また、請求者は、上述の請求期間に係る被保険者資格を取得する事務処理が行われるまでの間において、何ら公的年金制度に加入しておらず、国民年金に未加入であったこととなるため、当時、請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、上述の請求期間に係る被保険者資格を取得する事務処理が行われた時点において、請求期間のうち、平成20年4月から同年7月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

あわせて、請求期間のうち、平成20年8月から平成22年7月までの保険料については、遡って納付することが可能であったものの、請求者は、保険料の納付方法等の記憶は必ずしも明確ではなく、詳細は不明であり、当該期間の保険料が納付されていたとする事情が見いだせない。

加えて、請求者は、過去に氏名の漢字を変更しなければならなかった経緯があるため、当該漢字の変更が自身の年金記録に誤りを生じさせているのではなかろうかと疑念を抱いているところ、オンライン記録の氏名変更履歴によると、請求者の氏名については、複数回、氏名の漢字が変更された履歴が確認できる。しかし、当該漢字の変更前後を通じて、i) 請求者に係る基礎年金番号については、平成22年8月に請求者に付番された同じ番号で引き続き一元的に管理されていたこと、ii) 請求者に係る氏名の読み方及び生年月日については、変更された形跡は見当たらず、正しく管理されていたものとみられること、これらの事情を考え合わせると、当該漢字の変更は、請求者の保険料納付記録に影響を及ぼすものであったとまでは言い難い。

このほか、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800087 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800024 号

第 1 結論

昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 9 月までの請求期間及び昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 34 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 56 年 9 月から昭和 58 年 9 月まで

② 昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、A 市役所で国民年金に加入後、請求期間①直前の昭和 56 年 8 月までは保険料を納付していた。その後は体調を崩してしまい、保険料を自身で納付した覚えはなく詳細も分からないが、請求期間①及び請求期間②のうちの昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 10 月頃までの期間については、元夫が、夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと思う。請求期間②のうちの離婚して実家に戻った昭和 63 年 11 月頃から平成 2 年 3 月までの期間については、母親が B 町（現在は、C 市）で手続きを行い、保険料も納付してくれていたと思う。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、A 市において、昭和 54 年 12 月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年 11 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者は、昭和 58 年 10 月から昭和 59 年 3 月まで厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、その厚生年金保険の資格喪失後の昭和 59 年 8 月に行われた事務処理により、昭和 58 年 10 月に国民年金の被保険者資格を喪失、昭和 59 年 4 月に国民年金の被保険者資格を再取得し、平成 2 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、継続して国民年金の被保険者であり、元夫及び母親は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する

ことが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②当時における国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ってくれたとする元夫とは連絡が取れず、母親は既に亡くなっている旨陳述していることから、請求者に係る請求期間当時の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間①及び請求期間②のうちの昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 10 月頃までの期間については、元夫が自身の保険料を納付していれば、請求者の保険料と合わせて夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと思う旨陳述しているところ、上述のとおり、元夫とは連絡が取れないことから詳細は確認できず、元夫の当該期間に係るオンライン記録及び国民年金被保険者名簿等を確認するも、請求者の当該期間の保険料が納付されていたとする事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、請求期間②のうちの昭和 63 年 11 月頃から平成 2 年 3 月までの期間については、母親が B 町で手続きを行い、保険料も納付してくれていたと思う旨陳述しているところ、上述のとおり、母親は既に亡くなっていることから詳細は確認できず、B 町の国民年金被保険者カードにおいても、当該期間における請求者に係る保険料については、納付された形跡は見当たらず、請求者の当該期間の保険料が納付されていたとする事情を見いだすことができない。

加えて、A 市及び C 市は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料を納付した記録はない旨回答しているほか、B 町の国民年金被保険者カードにおいても、オンライン記録と同様、請求期間①及び②の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、元夫及び母親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800089 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800025 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 28 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 48 年*月から昭和 49 年 3 月まで

私は、高校を卒業してから昭和 55 年 4 月に結婚するまで実家の A 事業所で勤務した。私が 20 歳になったときに母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

私の保険料についても請求期間当時、加入していた兄たちと一緒に母親が集金人に納付していたのを覚えている。私の保険料のみ母親が納付し忘れることはないと思うので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 5 か月と短期間であり、請求者の国民年金被保険者期間は請求期間以外全て納付しており未納期間はなく、請求者の保険料を納付してくれたとする母親は自身の国民年金加入期間において保険料を全て納付し、昭和 47 年 4 月から 60 歳に達するまで付加保険料も納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、請求期間当時の保険料は、母親が集金人に納付していたのを覚えているとしているところ、B 市では、請求期間当時、集金人による現年度保険料の徴収が行われていたため、集金人に納付することは可能であった。

さらに、国民年金受付処理簿によると、兄たちについては、請求者の 20 歳直前の昭和 48 年*月頃に国民年金に係る諸手続が行われていたことが確認でき、この頃、請求者の家族の年金制度への関心が高まっていた状況がうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することはできず、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金受付処理簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月又は同年 11 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、昭和 48 年*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったため、母親が請求者に係る請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述のとおり、昭和 48 年*月（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を遡って取得しているものの、加入手続が行われたとみられる時期を基準とすると、請求期間に係る保険料については、既に時効が成立しており、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものとみられる。

加えて、請求者は、請求期間当時、加入していた兄たちと一緒に母親が集金人に納付していたのを覚えており、私の保険料のみ母親が納付し忘れることはないと思うと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、兄たちについては、いずれも請求期間前（昭和 35 年 11 月 25 日及び昭和 48 年*月頃）に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間当時において国民年金に加入し保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、前述のとおり、請求期間後（昭和 51 年 10 月又は同年 11 月頃）に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、兄たちとは状況が異なり、兄たちの保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

このほか、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800096 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800026 号

第 1 結論

昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 38 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間当時、私は学生で A 市に住んでおり、住民票は実家のある B 町から A 市に移してあった。

私の国民年金の加入手続については、母親が B 町で手続きを行い、保険料についても、母親が B 町で納付してくれていたもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、その夫（請求者の父親）が被用者年金制度の被保険者であったため、国民年金に任意加入被保険者として加入（昭和 54 年 11 月）しており、国民年金加入期間において保険料が全て納付されているなど、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親からは聴取することができないことから、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の保険料納付状況等によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、B 町において昭和 62 年 2 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 61 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親は、当時、請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、昭和 57 年 4 月から昭和 61 年 3 月までは学生であった旨陳述しており、請求者は、請求期間の全部において国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、昭和 62 年 2 月頃に行われた加入手続において、請求者は、請求期間の被保険者資格を遡って取得し、保険料を納付することもできなかったものと考えられる。このことは、上述の加入手続において、請求者の被保険者資格を、大学卒業後の強制加入対象者となった昭和 61 年 4 月 1 日まで遡って取得する事務処理が行われ、その後の保険料が納付されていることとも符合する。

加えて、請求者は、母親が B 町で加入手続及び保険料納付を行ってくれたとしているところ、戸籍の附票によると、請求者は、20 歳到達月（昭和 58 年*月）より前の昭和 57 年 4 月 10 日から昭和 61 年 3 月 31 日までは A 市に住所を定め、昭和 61 年 4 月 1 日から B 町に住民票を移していることが確認できる。国民年金の加入手続については、制度上、住民票のある住所地でなければ行うことはできないため、母親は、昭和 61 年 4 月以降でなければ B 町において請求者に係る国民年金の加入手続を行うことができず、B 町で保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

その上、請求者が請求期間当時に住所を定めていた A 市は、請求者に係る国民年金の加入記録は確認できない旨回答している上、上述のとおり、請求者に対して昭和 62 年 2 月頃に B 町において払い出された国民年金手帳記号番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者が A 市において国民年金に加入し保険料を納付していた事情も見いだせない。

このほか、請求者の B 町における国民年金被保険者名簿及び請求者が請求期間後に住所を定めていた C 市の国民年金被保険者記録によると、請求者が、請求期間の被保険者資格を取得し、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。